

平成30年8月から

適用区分	外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと) 外来+入院
現役並み (課税所得690万円以上)	252,600円+ (医療費 - 842,000円) × 1%	
現役並み (課税所得380万円以上)	167,400円+ (医療費 - 558,000円) × 1%	
現役並み (課税所得145万円以上)	80,100円+ (医療費 - 267,000円) × 1%	
一般	18,000円 (年間上限14万4,000円)	57,600円 (多数回 44,400円※)
低所得II (住民税非課税世帯)	8,000円	24,600円
低所得I (住民税非課税世帯で 年金収入が80万円以下、老齢福祉年金受給者等)	8,000円	15,000円

※ 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。